

令和 3(2021) 年度第 3 回伊丹市人権教育・啓発施策審議会議事録

【開催日時】 令和 3 年（2021 年）8 月 31 日（火）10 時 00 分～12 時 00 分

【開催場所】 伊丹市役所 本庁 3 階 議員総会室

【出席委員】 石元委員、曾我部委員、榎井委員、田中委員、松本委員、三浦委員、武田委員、落合委員（8 名出席、順不同）

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事兼共生推進室長、今西人権教育室主幹、谷人権啓発センター所長、松本同和・人権推進課長、同和・人権推進課職員

【署名委員】 三浦委員、武田委員

【傍聴者】 8 名

【議事次第】

- 1 傍聴定員の決定
- 2 議題
 - （1）人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について
 - （2）個別の人権課題に関する成果及び課題並びに今後の方向性について
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

議題（１）人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について

会 長 : 議題（１）「人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について」で、前回までの意見を踏まえ、事務局で作成した案について検討する。
資料 15 について事務局より説明を。

（資料 15 事務局説明）

会 長 : 資料 15 について、気付いた点や、自分の言った意見の趣旨が十分反映されていないなど、意見をいただきたい。

A 委員 : 個人的感想だが、現基本方針と比べると非常に具体的。特に困っている人に対するアプローチについて具体的に踏み込んであり、イメージができる。私はとてもいいと感じた。

B 委員 : まず 1 点目、資料 15 の 4 ページ、「人権教育・啓発の基本的視点（５）命の大切さの実感と自尊感情の育成」の 2 段落目の 2 行目に「自殺」という言葉がある。この言葉に関しては、「自死」という言い方もあり、この使い分けについて世の中で議論がある。言葉の使い分けについて、NPO 法人の全国自死遺族総合支援センターが、適切に使い分けるべきとガイドラインを出している。この場面でどちらを使うべきか、それを問われた時に、きちんと説明ができるようにしないといけないと思う。

次に 2 点目だが、「（6）自主性の尊重と中立性の確保」の 2 行目にある、「実施に当たっては、市民の自主性の尊重に十分留意する必要がある」とあるが、少し意味が分かりにくい。実施にあたっては自主性というのが、具体的にどういう意味なのか、教えていただきたい。

最後に 3 点目だが、資料 15 の 6 ページ、「人権教育・啓発の基本的な方策（1）必要な市民に届く啓発」について、内容を見ると、関心のない人達。つまり、マジョリティであるが、項目名と内容に違和感があり、工夫が必要だと思う。関連して言えば、必要な市民というのは、「（4）キーパーソンの人権意識・知識の深化」、「（5）職員等の研修の充実」にある内容の人達。（1）では、違う意味で使っているため、必要な市民という項目名と内容に違和感があるため、工夫していただきたい。

事務局 : まず、1 点目の「自殺」については、確認をして検討する。

次に 2 点目については、人権教育・啓発は、市民から幅広く、理解と共感を得て進めていくのが基本である。さまざまな学習機会があるが、行政からの押し付けや、無理やりに行えば、かえって効果が損なわれる。そう

いった意味合いである。あくまで市民一人ひとりが必要であると感じてもらえ、自主的に学びにつながるという意味での、自主性の尊重である。

最後の3点目については、「人権教育・啓発の基本的な方策（1）必要な市民に届く啓発」の内容は、確かに関心のない人である。人権講演会など、学習の機会に来る人はそもそも関心が高く、来られない人、マジョリティに対し、きちんと届けるために工夫した啓発を行うことが必要であるため、項目名の表現は考えていきたい。

B委員：3点目の件については、例えば、幅広い市民などのニュアンスで表現されてもいいと思う。

2点目の件については、自主性の話だが、これもさまざまな使われ方をする。人権問題でいろんな社会的対立をはらむようなものもあるため、意見が対立する中で市役所がこういうテーマについて、教育を推進するのはおかしい、自主性に反するといった声もあるかもしれない。考えを押し付けるのはいけないという意味での自主性は当然大事であるが、必要な啓発は反対があっても行わないといけないので、誤解されないように表現を工夫してもよいのではと思う。

C委員：現基本方針の人権尊重の理念に、「人権が不可侵であるということは歴史的には国を初めとする公権力によって侵されないという意味で理解されてきた」という文言があり、今回それがなくなっているのがとても気になっている。

先ほど、B委員が、「(4) キーパーソンの人権意識・知識の深化」のところで、公権力に携わる人とはっきり言っていたと思うが、「人権教育のための国連10年」のときにも、やはり公的な権力に関わるような人たちが、特にこの人権教育に関して、きちんと学ばなくてはならないと記載があり、具体的に裁判官、教員や公務員などが出ていたと思う。その辺のメッセージはきちっと残していただきたい。何となく核となる部分が抜けているように感じており、特に表現の自由では、上に物を言ってはならないみたいな雰囲気は最近の日本ではある。必要な時には、権力を持っている人に物を言う、或いは権力を持っている人がそういうことに自覚的であるというような内容が入っていた方がいいのではないかと思っている。定義を分かりやすくするために、そういった内容を抜き、分かりやすくなったが、責任の所在が分かりづらくなっているような印象を受けたので、その辺りを工夫してほしい。キーパーソンというよりかは、公権力についている人たちではないかと思っている。

事務局：まだ明確な回答ができないが、非常に大事な視点を指摘いただいた。公権力の部分については市民相互の人権が今たくさん問題になっているが、その大前提として、市民と国家間や、公権力からの抑圧など、その部分

は前提になる部分であるため、何らかの形で、反映できるよう考えたい。

D委員：私も最初に読み始めた時に、C委員の意見の通り、公権力の部分が確かに抜けているが、読むときには非常に読みやすいと感じた。公権力の問題は、もう少し後の方に入れてもいいのではないかと思っている。それは、大事ではないという意味ではなく、現方針では、最初のところで読むのが精一杯で、難しい内容が詰まっていたが、それをこれだけ分量を減らし、読みやすくしたことは、本当によく出来ていると思った。特に2ページ目の基本理念4番目の「人権教育・啓発は、市民と共に推進する」は、大変重要だと思う。ただ、他の箇所について、人権啓発を市がする、市民に教えてあげるという上から目線の文章がまだ残っている。それは、3ページ目の「人権教育・啓発の基本的視点(2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進」で、とても大事なことが書いてあるが、最後の「市民に伝える教育・啓発を推進する」の箇所で、ある意味で「市民に教えてあげる」といった上から目線のような書き方になっている。ここは、「市民と行政が、そういうものを共有しながら、教育・啓発を推進する」といった、推進する主体は、行政だけではなく、市民と共にすべきだと思う。主語はやはり市民と行政が協働、協力しながらなどの語尾で作っていく方がいいのではないかと思う。

もう1点は、6ページ目の「人権教育・啓発の基本的な方策(1) 必要な市民に届く啓発」について、私は一番気になった。それは、先ほどのB委員のとおり、幅広く市民に届く啓発とすることも可能だが、シンプルに読んだ時に、啓発は届けるべき人に届くよう行うことは、とても重要である。しかし、一番届かなくてはいけないのは、以前、C委員が言われた、今一番困って悩みを抱えている人に、一番届かなくてはいけない。啓発は、一番困っている人にまずは届かないといけなく、その次に届かなくてはならないのは、これを読んでいる市民一人ひとりである。そして、行政の各組織に届かないといけないと思う。関心がない人にどうやって啓発しようと考えても、それはまだ早過ぎる。前回でも、講演会に来ない人や、関心のない人が問題だと出ていたが、私はそうではないと思う。今回の資料でも、「(1) 必要な市民に届く啓発」の最初の1行目から3行目に、人権に関心のある人、人権意識の高い人には届きやすいが関心のない人には届きにくいという文章があるが、これは全然違うと私は思う。それはなぜかという、人権の意識が高いか高くないかにかかわらず、人は人権侵害をしてしまうことが実は一番重要で、一見、人権意識の高い人が知らずに人権侵害をしているなんていうことはたくさん見られると思う。ここで例を上げるのは躊躇されるかもしれないが、1週間ほど前に全国紙に掲載していた内容で、ひとり親に対する児童扶養手当を申告した時に、窓口ハラスメントを受けたという問題があり、そこに伊丹市役所の名前が出ていた。記事では、窓口へ行った時に、質問する内容について伊丹市はフォーマッ

トが決まっております、今付き合っている男性はいるか、今妊娠していないかといった質問で、その当事者の人達からは、それはハラスメントで、何でもそんなことまで答えなくてはいけないのかという内容であった。これは、児童扶養手当に関わらず、例えば、生活保護を受ける時など、窓口では結構厳しいチェックがある。野宿者の人たちに、生活保護がもらえるかもらえないかという時に、窓口ハラスメントがあり、NPO 法人が付き添って、一緒に窓口に行かないとなかなか生活保護がもらえないなど、そういった窓口問題はやはりある。しかし、決して窓口対応する行政職員の人権意識が低いわけではなく、さきほど私が言った、人権意識の高い人はあんまり人権侵害をせず、人権意識の低い人がするのはではなく、人権意識の高い人も低い人も、状況次第では、人権侵害をしてしまうことの方がとても重要。

また、「(2) 人権擁護につながる人権教育・啓発の実施」の下から4行目「その対処に係る正しい具体的な知識を知っていることが重要」とあり、資料4にでもこの正しい知識というのを、いかに市民に伝えるかが重要だと書かれていた。しかし、基本的に人権に関する知識は、その時代ごとによってすごく大きく変わってくるので、ある時期に正しいと思われた知識は、次の10年後には、逆に人権を侵害していることは、多々見られる。正しい知識をただ使えるのではなく、その正しい知識が本当にどの程度正しいのかを、常に見直さないといけない。市民と共に何が正しい知識かを考えていくことが、ここでも重要だと思う。その時に何が重要になるのかは、窓口に対する苦情の問題。私は前回一番初めに、日本国憲法にとっては、敗戦が抽象的な言葉を具体化する上で重要だと言ったが、人権啓発の施策をするときに一番考える大元になる具体的な事例は、窓口ハラスメント的なものをどうしていくかが、一番基本にあると思う。そのところの見直しがなく、市民に対し行政の側から正しい知識を伝えるというのは、市民は納得できないだろうし、さらに言えばそういうふうなハラスメントをしているような行政に相談へ行くわけがない。ということが感じたことである。

会 長 : 要するに市の立ち位置、上から何々してあげるというような、そういったニュアンスが感じられるような文言をチェックする意見であったが、事務局いかがか。

事務局 : 1番目の語尾など市民協働の目線、市民と共有する目線をもっと生かした書き方をという指摘かと理解をしているが、ただその1番目の必要な市民に届く啓発というところで、先ほどB委員からも幅広くというような話や、関心がない人が一番問題ではない、関心高い人でも侵害することあるという意見を踏まえたときに、これを書いた時点では、今までの議論を踏まえて関心のない人に届いていないのが大きな問題だという感触であり、

自分達も繰り返しさまざまな啓発をする中で、本当に隅々まで、本当は考えを変えてもらわないといけない人に届いていないのではないかという悩みとかもあった。今日の議論を踏まえると、幅広くいろんな、その関心のあ
る人に対して必要な啓発、関心のない人にも届くようなという含みを持た
せた形で書いていけばいいのか、確認させていただきたい。

D委員 : 「(1) 必要な市民に届く啓発」に何を書くのかについては、全体との関係もあり、ここにすべてを詰め込むのは無理だと思う。ただ、私が一番必要なものは、今悩みを抱えている人を、ここに書かないのはおかしいのではないかということが1点。

もう一つ言いたかったことは、関心のない人のことを考える前に、まずは自分らの組織のことを考えることが、まず何より啓発には大事なことで
はないかということで、それをここに書く必要はないと思う。窓口ハラス
メントで言えば、本当にそれが窓口ハラスメントなのかどうかを、きちん
と議論しないと、何が正しいのかが分からない。そういったうやむやがあ
るから、行政の人たちや、現場の人たちは苦しんでいる。どこまで聞くべ
きなのか、どこからは聞いてはいけないのかということが、非常に曖昧で
あり、そこについての正しい知識はまだ今作られていない。まさにそれ
は、苦情を言ってきた市民と窓口の人たちと、行政とが話し合って、それ
でどんなやり方なら問題ないのかを考えていく。そういうやり方が必要な
のではないかと思う。

会 長 : 今の話だと、例えば7ページにある「(5) 職員等の研修の充実」がある
が、ここに書き加えていくようなイメージか。

D委員 : 先ほどお話した児童扶養手当のフォーマットについても、作ったのは担
当者ではなく、もっと上のレベル。だから、「(5) 職員等の研修の充実」は
違うと思う。むしろ、もっと上の幹部の研修だと思う。

会 長 : 要するに市そのものの姿勢の問題。

D委員 : そうである。その前の「(4) キーパーソンの人権意識・知識の深化」に
なると思う。

B委員 : 「(1) 必要な市民に届く啓発」に焦点が当たったので、少し補足を。

D委員の話はとても重要で、児童扶養手当も生活保護でも、当然法律上
要件として確認しないといけない理由はある。しかし、それが相手方に対
する配慮を欠いていたということなので、その問題は、別な聞き方や配
慮ができないのかということにまず気づくかどうか。そこは職員の人権意
識の問題だと思う。実際フォーマットを決めているのはD委員の意見の通

り、窓口で決めているわけではなく、それを担当所管課とか或いはもっと上のレベルまで、市役所の中で声を上げることができるかどうかで、これは組織のガバナンスの問題だと思うが、それも含めて重要な点。そういう意味で風通しの良い組織にするためには、幹部の意識改革みたいなものが必要だという意見は、非常にそのとおりの思った。そこで、この6ページの「人権教育・啓発の基本的な方策」の全体の話になるが、人権教育・啓発を誰にするのかという、相手方の問題があると思う。

相手方は、大きく四つに分けらえると思う。他にもあるかもしれないので、意見いただければと思うが、まず、1つ目、D委員の意見のとおりの、被害者、或いは潜在的な被害者。明確にこれは人権侵害だと思っている被害者もいると思うが、それ以前に何となく生きづらさを感じているが、それが人権の問題と気づいてない人もいる。そういう人に対して啓発を行うと、これは人権の問題であると自覚ができ、相談などに繋がるかもしれない。いずれにしても潜在的・顕在的な被害者をターゲットにした啓発というのが一つ。

次に2つ目、人権侵害のリスクがある人。或いは、とりわけ人権意識を持ってもらいたい人たち。ここで言うと、「(エ) キーパーソンの人権意識・知識の深化」で記載している人。あとは、自治体の職員の方々とか、D委員の意見である幹部の人など、高い人権意識を必要とする人たち。それはもう特だして、ターゲットにするということはあると思う。

次に3つ目、実際に人権擁護活動をされている方々も知識を持つ必要がある。

最後に、4つ目、さきほど私が冒頭で話したマジョリティの人たち。この人たちは、直接人権侵害の加害者にもなることも少なく、被害者になることも少ないが、やはりそういう一般の方々にも意識を持ってもらうということは重要なことである。そういう意味では関心がないけれども、マジョリティであるという人たちにも当然啓発をしていく必要があると思う。そういう目で見ると、この6ページ7ページはそういうふう書いてあり、これをより一層明確にされるかどうかは、どちらでもかまわないと思うが、1つ目の潜在・顕在的な被害者の気づきについては、救済に繋がるための啓発はあまりないので、それを書くのがいいと思う。また、この6ページ7ページのターゲット別、体系的に書く、組みかえるなどの必要まであるかどうかは検討がいると思う。

別の話になるが、資料15の冒頭の1ページ「人権とは」の2段落目で、人間の尊厳という言葉があるが、現基本方針だと、日本国憲法の条文があり、その中に、近い言葉で言うと個人の尊重というのがある。案では細かい条文の引用は削り、わかりやすくしたこと自体は結構だと思うが、人間の尊厳について言うと、憲法学では人間の尊厳、個人の尊重と一応区別しており、一人一人の個人が大事であるというときは、個人の尊重。人間の尊厳は、人間、種としての人間ということであるため、個々人の尊重とい

うことで言うと、憲法の 13 条の文言にもある個人の尊重という方がふさわしい。この人間の尊厳は個人の尊重にし、できれば憲法 13 条を見ていただくと個人的にはありがたい。

会 長 : 1 点目に関しては、B 委員の指摘で対象を整理していただいたので、それを反映する形で組み直すなど、わかりやすく表記。かつ、効果的な啓発を進めることができるように反映させる。

2 点目の人間の尊厳は、B 委員の意見のとおり、変えたらどうかと思うが、事務局いかがか。

事務局 : 個人の尊重については、案を作成するにあたり、全部書くかどうか少し迷い、個人の尊厳、人間の尊厳という本質的な意味で、入れたほうがいいのではないかと思ったが、入れたことでかえってわかりにくくなった、意味がぼやけてははっきりしていないということであれば、提案のような形に直させていただく。

B 委員 : 一般日常用語的にはどちらも大して変わらないとは思っているので、こだわることもないが、できればということ。

E 委員 : 資料 15 の全体的なことで、私からは、市としてやらないことは記載してはいけないと考えている。私を含めた市民がこれを見て、こうしようっと思うものに、もっとなって欲しいと思った。私の分野は、伊同教ということで、教育・啓発に限らせていただくが、やはり、教職員の教育。

私は、今年のオリンピックのこととかいろんなことで、やはり認識の低さを自分自身も思わされた。

やはり世界の歴史、日本の歴史、そして特に伊同教では、やはり人権というものは、伊丹は同和問題を発祥としている。そのことを踏まえて、取り組む時に、やはり教職員の教育は大事である。なぜかということ、義務教育で必ず子どもは学校に行く。正しいことだけ教えるではなく、そこでどういう人権教育ができるかということ、やはりもっと踏み込んで、講演会を聞くとかだけではなく、実際に起きている問題、ここ 10 年で起きた問題を通して、もっと熱く考えて欲しい。

なので、ここに記載するのであれば、教育の現場でそのことは、伊丹は取り組みますときちんと記載してほしい。記載方法はおまかせして、そういうことを含んで欲しいと思った。

会 長 : E 委員の中では、文中にこれはできないのではと思った内容があったということか。

E 委員 : そういうのはない。しかし、これは次の段階になると思うが、キーパー

ソンに教育・啓発をする、その方法はどうするのか、次はどういうふうにするのかというところまでやはり意識を持たないといけないと思う。どこの国でも、どこの市でも、基本的なことを集めたらできる。では、伊丹では何ができるかということをもっと絞ってもいいのではないかと思う。

D委員 : B委員に質問なのだが、「人権とは」の1段落目の文章は、イコール人間の尊厳のことではないのか。それは違うのか。

B委員 : そう言えばそうなのだが、すべての人が、すべての個人が、自由にして平等ということなので、結局個人が出発点。人間の尊厳は、要するに、種としての人間、ホモサピエンスの尊厳ということで、個人の尊重とは少し意味合いが違う。もちろん人間の尊厳という概念が、重要ではないということをつもりは全くないが、憲法の文言は個人の尊重であるということと、一人一人がありのまま個人と尊重されて書いてある文脈との関係では、個人の尊重がよりふさわしいということである。

A委員 : 別の話になるが、この基本方針が、これからの行政の運営に、どれぐらい影響するのか少しわからないので教えてほしい。

あと、私がいろんな虐待された人と接してきて思うのは、一番必要なのは、コミュニケーションスキル。虐待されてきた人は、精神を病んでいるので、コミュニケーションをとるのが非常に難しい。言葉を使って会話するが、この言葉の意味合いというのが大分違うので、その辺を理解して、まず安心感であるとか信頼関係を作ることが、そもそも非常に困難。私も昔から関わってきているが、最初の頃は失敗ばかりで、関わりが継続できなくなることを経験し、だんだん分かってきた。実際に現場に必要なことは、支えられる方と支える側だけの関係は難しいということ。やはり、何でその人がそういう状況になってしまったのか、それを知ること、こういう問題があるというのを自ら学んでいく。だから、啓発とか、キーパーソンの人に学んでもらうことは、実際に困っている人の状況や、そういう人とどうやって信頼関係を作っていくのかなど、そういうことが、最終的にはとても重要になってくると思う。

会 長 : 意見として、特にこれがどうであるとか、どこまで市がするのかということは、基本方針として明記した以上、これはやらないといけない。それは市民として、それをきちっとチェックするということになるかと思う。

F委員 : 事務局に質問なのだが、資料15について、わかりやすくするという部分で、憲法の条文や、国連の関係の表記がなくなっているが、まずこういったものは、例えば最後にある資料や参考の部分として何か載せられるような予定があるかどうかを聞きたい。

また、先ほどからB委員を中心にいろんな意見があったと思うが、カテゴリ別に分類する、またターゲット別に分類するというのも十分検討していただきたい。

あとは、個々の人権課題で、やはり複合的な人権課題の認識や、市民としての自主性。そういった協働の取組に関して、何か参考になるものがあれば、教えていただきたい。

事務局 : 基本方針全般については、意見のあった立場にある市民の方にも届くような形で、それから、この基本方針自体もやはりわかりやすい形で、市民に伝わる、市民に届くものにしたいと考えている。基本方針自体は一旦共有する形で、資料15のような文書化をしているが、完成した後は、できるだけわかりやすい形でまとめたいと思っている。例えば、同和問題の歴史や経緯、外国人の方のそれぞれの伊丹市独自の経緯など、今までの歴史の認識等々、重要な部分もあるため、全部1冊に入れ込んでしまうと、非常に読みにくいものになったり、大事な部分を読んでもらえない。そういう状況にならないよう、別途資料という形で整え、残していきたいと考えている。

それ以外にも、子どもでも理解しやすく、外国人にもわかりやすい日本語を用いたものとして、届ける形を考えたい。

A委員の、施策にどこまで反映させるかといった部分については、これは人権の基本的な方針、考え方である。これを市で行うすべての施策に反映していきたい。

D委員の話にあった、受付については、やはりすべての窓口で、それぞれの立場の方いろんな立場の方が窓口に来るので、人権尊重に配慮した窓口運営となるように、その視点がすべての施策に、そして、子どもの福祉の窓口だけでなく、市のすべての相談窓口にも、その人権尊重の理念がしっかりと反映されるように。そして、どのように配慮すべきかというのは、それぞれの現場で考え、改めて人権の視点で見直してみるというのは素晴らしい視点となるので、この方針の中にも、それができるような方向性という形で、反映できればと思っている。その部分が、基本理念にも明示させていただいた部分ではあると認識している。

会長 : 私からも1点ある。資料15の1ページ「人権とは」について、簡潔にまとめているが、すべての人が生まれながらに持っている箇所について、よく言われていることがある。それは、どういうことかということ、私は昨年、岸和田市の市民意識調査の実施や分析を行っているが、その意識調査の質問項目に、「人権には必ず義務が伴う。この意見についてどう思うのか」を入れた。結果は、そう思うと答えた人が27.2%、どちらかといえばそう思うが35.9%であり、これを合わせると、要するに、人権には必ず義務が伴うという意見を肯定する回答が63%であった。

生まれながらに誰もが持っているため、義務なんて関係ないわけだが、多くの方が勘違いをされており、これは、岸和田市だけの問題ではないと思う。少しくどくなくてもいいので、人権に資格や、どういう属性の人という限定があるなど、そういう問題ではなく、すべての人が持っているというよう念押しのことを、文章がくどくならないような形で入れてほしい。

時間にも限りがあるため、他の議題もあるため、この議題について意見がある場合は、事務局にメールしていただきたい。締切は、9月10日金曜日までとする。

議題（２）個別の人権課題に関する成果及び課題並びに今後の方向性について

会 長 : 議題（２）に移る。前回の続きである資料４の２ページ目の項目、女性・子ども・高齢者といった項目ごとに、上から順番に検討していくということになる。

私の方で気になった部分があるので、事務局に尋ねるが、３ページの性的少数者という欄の課題の２つ目「自分で抱え込んでいる当事者の把握・支援や表明した当事者への継続的支援のあり方」の把握の部分についてだが、これは要するにセクシュアルマイノリティの児童生徒を把握することが、イメージできない。教師にカミングアウトしてくる児童生徒もいると思うが、そうでなく、教師が把握することは、間違っただけに行きかねないと思うが、これはどういう意味なのか。

事務局 : 会長の意見のとおり、カミングアウトできない子どもたちもたくさんいることを想定して、無理に把握という意味合いでは当然ない。カミングアウトできない当事者も当然たくさんいるという視点。それからその当事者の方からの相談を受けとめた状況において、その後の継続した支援が必要であるが、ここがなかなか難しい課題ではある。

会 長 : 善意から結局アウトティングに繋がることもあるので、非常に重要な点だと思う。

もう１点ある。ホームレスの箇所の成果のところ、「調査を通じホームレスの方と直接接する」と書いてあるが、これの主語は誰になるのか。市が調査をしてということか。

事務局 : いろいろ生活支援に関する担当課があり、そういったものについては調査をして、啓発に繋がるような形で市が実施をした。

会 長 : ホームレスの方に聞き取り調査をしたということか。もしくは、窓口にこられたホームレスの方にいろいろと聞いて調査をしたのか。そういう聞

き取り調査をしたとか、どんなイメージの調査なのか。

事務局 : 確認する。(事務局から後に説明。)

D委員 : 前回、推進会議の人たちの意見というのが資料 14 であったが、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和問題のそういう推進会議の委員の意見は資料で出てきたが、今の性的少数者とかホームレスとかのところについての、推進会議の方からの意見はないということか。

事務局 : 推進会議は委員が 10 名おり、女性問題や子どもの問題など、それぞれの当事者関係者のことをよく知っており、さまざまな人権にも精通している市民の方に入っている。そこで出た意見は、各それぞれの課題ごとに一応分け、示したのが前回の資料 14 である。

もちろんそれ以外にさまざまな人権、性の多様性含めてさまざまあるが、その部分については、委員の方からの意見は、特になかった箇所であり、人権課題としては必ず対象になってくる部分なので、項目として挙げており、市で取り組んできたこと、成果・課題を書いている。

事務局 : 先ほどのホームレスの調査について、担当者より説明する。ホームレス調査は、生活困窮者支援制度を担当する課が行っており、市内全域にいるホームレスを把握している。調査は、職員自ら、全域にいるホームレスの方のところへ訪問調査をしており、そこで直接お話を聞かせていただき、生活保護や、もしくは生活困窮支援制度に則った就労支援などにつなげるという形で調査を行っているところである。

B委員 : 資料の見方がよく分からないのだが、取組の中身を見ると、単に教育・啓発にとどまらない実際の支援なども含まれているので、教育・啓発だけの資料ではなく、また、同和・人権推進課に限らない取組を記載されているという前提で言うと、主な取組については、今のやりとりのように、どのセクションが担当しているか、ということがあった方が良く、実際もっと横断的な取組が必要なものがいろいろある。性的マイノリティでいうと、さまざまな生活場面で、マイノリティであることに伴う困難があり、例えば、市営住宅や民間住宅の入居の問題や、病院入院時の扱いの問題など、いろんなところで問題になる。要するに、全市的な課題であるため、いろんな問題場面ごとにどの部署が関わるのかっていうことをマッピングして、それぞれに必要な情報提供や研修などをしていく、そういうことが必要だと思う。そのためにどこができていて、どこができてないのかというのが、可視化できるような方針。どの部署でどういうことを意識するのかということは必要だと思う。

あと、さまざまな人権課題と言っても、例えば、伊丹市にはあんまり当

事者がいないような、人権課題のものもあると思う。アイヌの方々とかいるのか分からないが、性的マイノリティの方や、ホームレスの方とかは確実に市内にいる訳だが、ハンセン病とかも含めて、必ずしも当事者がいなくて、むしろ一般的な啓発の問題というところもある。どの人権課題も重要ではあるが、アプローチが変わってくるので、言い方が難しいが、重点的に取り扱うものと、主に啓発に特化するものなど、そういう分類があったほうがいいのではないかと感じた。

会 長 : B委員の意見として、この主な取組について、担当課を示すことは、事務局いかがか。

事務局 : セクションをあらかじめ特定というのは、基本方針の中で、今後の方向性などを記載したときに、どこの所属かという特定をすべしということの理解でよろしいか。

B委員 : 今は資料4を見て、意見しているが、資料の書きぶりは別として、例えば、性的マイノリティの方々であれば、少なくとも把握している病院の問題や、入居の問題がよく言われるところである。そこに対して、それぞれ病院は問題意識を持っているところもあれば、必ずしも持っていないところもあるかもしれない。そこで司令塔となる課が、きちんと状況を聞いたたり、或いはこういう問題があるので、もう少し意識を高めてもらうという促しをするなどが本来望ましい。それをする作業、作業のルートマップみたいな形で使うことだと思うが、そのためには、どういう場面で問題が発生するのかということは、きちんと可視化しないと、司令塔は動くことができないと思うので、そういうものに役立つような、資料づくりなり方針が必要。大きな基本方針に個別に盛り込むかどうかは別だが。だから、この基本方針の下、何か作業計画、或いは年間計画みたいなそういうレベルで、盛り込むべき話かもしれないが、資料4がその概要版であるのであれば、概要とはいえ、一定、そういうものが見えるような作りがいいのではないか。

事務局 : 資料4が今回のあくまで審議資料として、10年間の成果、振り返りの参考に作成した。そういう可視化した資料が審議のためであっても、そのような形にしたほうがよかったのかもしれないが、今後の方針のことを考えたときに、方針自体にそういう可視化した図とかが個別課題ごとにきっちり入るかという、所属セクションも変わったりするので、方針そのものには、載せるのは難しいのではないかと考えているが、具体的に方針に基づいて、主な課題をしっかりとまわしていくにあたり、そういう可視化の作業等が必要ではないかとい意見・指摘だと受けとめている。

C委員 : 基本的なことを聞くのだが、資料4はこの10年間を振り返って、どのぐらい達成できているかという内部的なものまとめであるというふうに解釈した。現基本方針では、さまざまな人権課題の取組があり、例えば女性では、現状の課題があり、次にアンケート、そして、今後の取組という形になっている。この資料はこれに生かされていくという解釈なのか。それとも、また別で審議していく、或いは今回こういった個別の課題というものは、この基本方針に載せるのか載せないのかという辺りが明確ではないので、議論している意味みたいなところを明確に教えていただきたい。

事務局 : 現基本方針では、例えば、女性の問題であれば、現状と課題があり、次に意識調査の結果があり、そして、今後の取組で、人権教育・啓発や、それ以外の施策の部分についても書いている。それに対する、成果等をまとめたものが資料4になる。すべての人権課題を、同和・人権推進課で行うのではなく各セクションで、それぞれこの方針に基づいて、当然人権の尊重の視点に立って、現場で施策を展開している。細かく書くと、これができたら終了となってしまうので、こういう方向性で取り組むことによって今後もしっかりと女性の人権が守られて、推進されていくといった方向性。具体的な取組は、施策及び個別の計画を担当課で持っているので、そこにしっかりと委ねていけるように10年間かけてやってきた。それを、理念などこれからの社会状況や新たな課題も踏まえて、しっかりと反映していく方向性という視点で方針を立てていきたいと考えている。

C委員 : 前回出したような形の、さまざまな人権課題への取組というものとは違うものを今回考えているというふうに、思ったらいいのか。

事務局 : そのとおりである。具体の取組ではなく、その人権の視点から、女性の人権がしっかりと守っていける取組の方向性。大事な視点であるとか、個別の事業ではなく、人権尊重の視点に立った、大事な視点、ここをいろいろ議論いただきたい。

C委員 : 資料4から、各人権課題の取組を読み、こういう方向性が大変重要ではないかということを確認していく作業を、今しているというふうに解釈したらいいか。

事務局 : そのとおりである。

会 長 : 要するに、そういった議論を踏まえて、議題(1)のようにたたき台のようなものが出てくるということか。

事務局 : そのとおりである。

D委員 : 資料 14 の推進会議の委員の方のいろいろ提案とか反省とかを、これは、当然盛り込んでもらえるのか。資料 14 の内容は、これから作られるたたき台に、ほぼそのまま用いられるのか。

事務局 : 資料 14 の意見を踏まえて、この場で議論していただき、これからの教育・啓発には、この視点が必要というのを決めていただきたい。自動的に振り込むものではなく、一番の当事者のことをよく知る市民の方の意見をとらえた部分であると考えている。

D委員 : でもそれについては前回、少なくとも外国人までは、我々は見解を言ったと思うが。

事務局 : 前回意見をいただいた分については、まだ各個別の人権課題のたたき台とか部分までは出来ていないが、次回には提案したいと思っている。

A委員 : 私としたら大体言い尽くした感があるので、今日もらった基本方針とかを元に、各人権課題のたたき台を見てからでないと、そんなに言えることはない。

会 長 : こういった基本的な方向性を、ぜひ入れて欲しいとか、そういう意見があればたたき台にも、最初から入るということになる。

A委員 : 私がずっと言っているのは、やはり当事者の把握。前回言った、今伊丹市で 600 人ぐらい、虐待を受けているなど。そういうのがあんまり入っていないのではないかとこのところがあった。困ってる人がどれくらおり、当事者に対して交流や調査をして、実態をきちんと把握する。私から見れば全体的に足りてないと思う。また、当事者の人と関わる時のスキルアップが絶対必要であると思っている。

F委員 : まず、資料 4 の部分については、D委員から意見があったとおり、外国人のところまでは議論しているので、課題や成果の中で、さらに拡充していくような内容、そんなものを盛り込む形になってくると思う。

また、総合的、効果的な推進等のところで、全庁的な推進の体制、関係機関との連携があるが、複合的な課題に対して、この方針の中にきちんと盛り込んでいく必要がある。社会福祉協議会の方でもやっぱり漏れのないような地域福祉の体制ということで、重層的な支援体制があり、その中でもコーディネーターの役割が非常に重要になってくる。

この人権に関わる部分でのコーディネーターというのは非常に難しいとは思いますが、どういう立場の人が、どういう濃度で関わり、連携を取ってい

くのかということも含めて、現在事務局の方で想定している内容があれば教えていただきたい。

事務局 : 個別の施策でそれぞれの相談窓口を持っているが、その個別の一つの窓口だけではなかなか解決しづらい、窓口同士がもう少し有機的に横断的に包括的に対応できるような形。ワンストップのイメージではないが、今ある窓口を、今ある施策をしっかりと、そういった複合的な課題や、さまざまなことで困っている市民の方にも対応できるような形で機能できれば、人権侵害に関わるような事案など、人権擁護委員の相談窓口にしっかりとつながる。そういった仕組みが効果的にできればと考えてはいる。まだそれは検討中であるが。

G委員 : 子どものところについては、子どもの意見表明権。これを尊重して、子どもの最善の利益を図っていくという、子どもの権利条約があるので、必要不可欠である。

また、高齢者、障がい者についても、今までは個々の客体として高齢者、障がい者を見ていたが、意思決定支援というふうに大きく、舵を切っているので、高齢者、障がい者の意思の尊重というところが視点としては重要になると思う。

また、高齢者のところで、例えば、「認知症高齢者の位置情報を家族に通知するサービスを推進し警察と情報共有を行い、早期発見の体制整備」というのが書いてあるが、そういう観点で見ると、これは保護の客体として見ている話ではなく、家族のための施策。だからこういうサービスをやるならば、やはり高齢者の承諾を取らないといけない。

いずれにせよ、10年の成果を踏まえて、今後の施策を考えていくという話になるが、成果の記載に、一定の推進ができた、一定の理解が広められたと書いてあるが、前も言ったが何か根拠があるのか。何か根拠があってそう書いてあるのか、単にこういう施策を実施したので、そうなっているだろうというようなものなのか。そこははっきりさせたほうがのではないかと思う。

事務局 : 一定という、わかりにくい表現にはなっているが、実際に啓発をしており、施策も実施できている。そこまで細かく書ける部分ではなく、また、啓発を何%という数値化は書きにくいので、一定という表現にしている。

会長 : 進捗管理について、具体的に取りまとめたものが、資料3の白書に当たる。今後、具体的な数字を上げて、今年度はここまで出来た、来年度はこの数字を目指すなど、そういうふうな取りまとめ方は考えていないのか。

事務局 : 現在は、白書でそれぞれの所管課が、どの事業をやって、どんな効果が

あったなどを記載している。市では、別途行政評価という形の評価があるが、これを人権の方針で全部やるとなると、本来人権の視点に立って、各担当課が担うべきものであると認識しているので、その部分については、新たな方針の中に、具体のところまで踏み込むというは、しないほうがいいのではないかと考えている。G委員の意見である高齢者の人権などの大事な視点がしっかりと反映された形で、それぞれの担当課で、施策を推進できる、そんな大事な視点をしっかりとらえたものを方針として作っていきたいと考えている。

E委員 : 私もアイヌの人々というところを前回見せてもらったときに、あんまりぴんとはこなかった。しかし、教育・啓発の立場から見たときに、やはり歴史。人間はなぜそれをしたか。過去のこと、現在のこと、未来のことを考えたときに、資料4にも記載しているとおりアイヌ民族の歴史を学ぶ講演会があるが、やはり人はどうにかしたいと言う気持ちがある。同和問題についてもそうだと思うし差別偏見というところに関して、少し突っ込んだ文言が入ったらいいと思う。教育の観点から言った時に、やはり間違ったことをしたということ、過去のことだけではなく、今もあり、未来にもあるという観点から、そういうことを書いてもらえたらと思う。

会 長 : 予定時間が来たので、まだ指摘したい点もあるかと思うが、これも議題1と同様、事務局にメール等で提出をお願いします。締切は、これも議題1と同様、9月10日金曜日まで。

本日の議論を踏まえ、次回に、更に深めていきたい。これで閉会とする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3（2021）年 月 日

署名委員

署名委員